

平成30年11月16日
大臣官房人事課

独立行政法人役員の公募について

国土交通省において、下記役員ポスト（理事長2名）の公募を、本日より開始しましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、国土交通省のホームページに掲載しております。皆様からのご応募をお待ちしております。

《公募の概要》

(1) 公募ポスト（2法人、2名（常勤））※別添参照

- ①（独）奄美群島振興開発基金 理事長 1名（大臣任命）
- ②（独）都市再生機構 理事長 1名（大臣任命）

(2) 提出書類 及び 申込方法

平成30年12月13日（木）までの期間に、所定の提出書類一式（履歴書、自己アピール文書、返信用封筒）を簡易書留扱いで、国土交通省の担当あてに郵送して下さい。

(3) 選考方法

一次選考（書類選考）、二次選考（面接審査）を実施し、選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命します。（平成31年4月任命予定）

(4) 国土交通省 役員公募ホームページ

- ・国土交通省 HP：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo03_hy_000006.html

郵送先・問い合わせ先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課 代表 03-5253-8111

人事第二係 加藤（内線21-294）

直通 03-5253-8174 FAX 03-5253-1521

公募ポストの概要(独)奄美群島振興開発基金)

【公募ポスト】

独立行政法人奄美群島振興開発基金 理事長

【職務内容】

奄美群島振興開発基金(以下、「法人」という。)の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき保証・融資等業務、法人全体の運営管理業務(本部3課、2事務所 役職員数21名)を総理する。

【任 期】

平成31年4月1日～平成36年3月31日まで(予定)※

※独法通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が法人に指示する中期目標の期間の末日まで。

【勤務条件】

- ・勤務形態:常勤
- ・勤 務 地:本部(鹿児島県奄美市名瀬港町1-5)
- ・勤務時間等:役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・給 与:年収約1,100万円(税込。特別手当を含む。)
- ・福利厚生:健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)
- ・危機管理:地震、風水害等災害時には24時間態勢勤務、緊急招集の場合あり。
- ・そ の 他:給与等の条件は変わることがあります。
役員専用の公用車及び交際費はありません。

【必要な資格・経験等】

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・奄美群島が抱える地理的、自然的及び歴史的的特殊事情による不利性を理解し、当法人の業務を通じ、地域と一体となって奄美群島の自立的発展に寄与するという強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、当法人と同規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・当法人の業務である融資及び債権管理業務について、必要な金融知識を有していること。
- ・当法人の目的を達成するため、国や関係する金融機関及び地方公共団体との連絡調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ・その他、大学卒業程度の法律、経済・経営等に関する知識を有していること。

公募ポストの概要((独)都市再生機構)

【公募ポスト】

独立行政法人都市再生機構 理事長

【職務内容】

都市再生機構(以下、「機構」という。)の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及び当該中期目標を達成するために機構が作成する中期計画、機構が策定した経営改善計画に基づき、機構全体の運營業務(役職員数約 3,200 名)を総理する。

【任 期】

平成 31 年4月1日～平成 36 年3月 31 日まで(予定)※

※独法通則法第 21 条第1項等の規定に基づき、任命の日から国土交通大臣が機構に指示する中期目標の期間の末日まで。

【勤務条件】

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：機構本社(神奈川県横浜市中区本町 6-50-1)
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・給与：年収約 2,100 万円(地域手当、業績手当含む。)及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)
- ・危機管理：地震、風水害等災害時には 24 時間態勢勤務、緊急招集の場合あり。
- ・その他：給与等の条件は変わることがあります。

【必要な資格・経験等】

- ・原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解をまねくような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、国土交通大臣が定める中期目標の達成に向けて、強いリーダーシップを持って 3,200 人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・関係行政機関や民間企業のトップ、学識経験者、利害関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務を行うことのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて機構の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。